

家屋等の固定資産税について

固定資産税(都市計画税)は、毎年1月1日(賦課期日)の現況で課税されます。1月2日以降に、所有権を移したり、家屋を取り壊したりした場合でも、同年4月1日から始まる年度の固定資産税などは、1月1日現在の所有者に、1年度分の全額が課税されます。

・家屋の建築や、用途の変更をしたときは連絡を

家屋には、床面積の大小にかかわらず、固定資産税などが課税されます。建築確認申請が不要な床面積10㎡未満の小規模な家屋を建築・増築したときや用途変更をしたときはご連絡ください。

・家屋を取り壊したときは届け出を届出(取り壊し証明などが必要)がないと、課税される場合があります。

・**特例などの減額制度の適用について**
住宅用の敷地として使用している土地は、住宅を取り壊した場合や住宅用地以外の利用をすると、特例適用外となり、税額が上がる場合があります。また、用途を住宅用地以外から住宅用地に変更したり、耐震改修工事など減額対象の改修工事を行うと税額が下がる場合があります。

・償却資産の申告のお願い

毎年1月1日現在で、市内に土地や家屋以外で事業の用に供することができる資産がある人は、申告する必要があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください

📞 税務課 資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、📠561-2479



屋外スピーカーで情報伝達試験を行います

非常時に備え、Jアラートを用いて情報伝達試験を行います。

Jアラート(全国瞬時警報システム)地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて伝えるシステム

- 🕒 12月4日(水) 11:00頃(予告放送 8:45頃)
- 📍 コミュニティFMラジオ「えふえむ草津」(78.5 MHz)でも、試験放送が流れます。
- ・屋外スピーカーから情報が聞き取れなかったときは、電話自動応答システム(☎0120-119-932)で情報確認ができます。

📞 危機管理課(1階) ☎561-2325、📠561-6852

凍結破裂に注意！水道管の冬支度をしましょう

凍結を防ぐには 屋外でむき出しになっている水道管や蛇口には、厚手の布などの保温材を巻き、その上からビニールを巻いて、保温材が濡れないようにしましょう。

凍結したら タオルなどで覆って、ぬるま湯をかけ、ゆっくり溶かしてください。熱湯は厳禁！

破裂したら 敷地内のバルブを閉めて水を止めた後、破裂した部分に布テープをしっかりと巻き付けて応急措置をします。市ホームページに掲載の市指定給水装置工事業者へ連絡して、修理してください。

水道メーターから宅内側にある水道管の破裂の修理費や漏水の料金は、使用者の負担となります。道路上や水道メーターまでの漏水、橋の横にある水道管の漏水は市が修理しますので、ご連絡ください。

📞 【水道管の冬支度】給排水課(2階) ☎561-2443、📠561-2481
【道路の漏水】上下水道施設課(2階) ☎561-2444、📠561-2481
守衛室 ☎561-2499(17:15~翌日8:30、休日)

みずの森 秋の七草園投句会結果

応募総数119句の中から、上位3句を木製立札で1年間展示します。

市長賞
佇みて句碑を読み干す 萩明り
多賀信子(草津市)

草津俳句連盟会長賞
行き交ふや風の親しき 萩の径
山元文子(草津市)

みずの森園長賞
みずの森 秋の七草 陽に映えて
斉戸猛(草津市)

📞 水生植物公園みずの森(下物町) ☎568-2332、📠568-0955

プレミアム付商品券 購入引換券の交付申請は12月27日(金)まで

未申請の人は、期日までに申請してください。

制度について、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

📍 住民税非課税の人で、住民税課税者に扶養されていない人

📞 プレミアム付商品券事業推進室(2階) ☎561-6971、📠561-2482



あなたの写真が広報くさつ 1月15日号の裏表紙に！

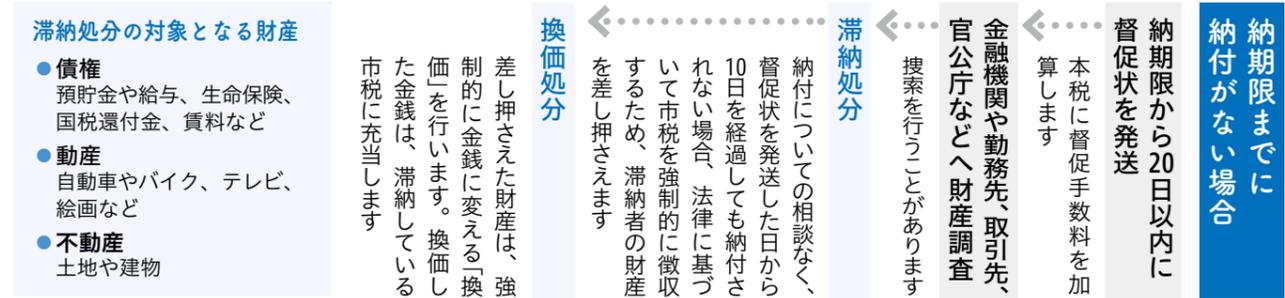
📍 今年1月~12月13日(金)(必着)に、市民参加型Facebookページ「写すんですくさつ」に投稿された草津の写真 ※応募方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

写すんですくさつ 🔍

📞 広報課(3階) ☎561-2327、📠561-2483

12月は県内共通「ストップ滞納!!強化月間」

市税は福祉や教育、まちづくりなど、暮らしを支える大切な財源です。税の滞納は、納期を守って納付している人との公平性を欠くだけでなく、市の財政を圧迫し、住民サービスの低下にもつながります。市では、納付していない人に対して、早い時期に文書でお知らせしています。それでも納付がない場合は、財産調査などを行い、滞納処分を強化しています。



固定資産税・都市計画税(3期) 国民健康保険税(7期) 納期限(口座振替日)は来年1月6日(月)！

- コンビニ(一部税、納付書除く)や金融機関でも納付できます
- **口座振替(自動払込)が便利で確実です！**
口座番号と支店名のわかるものと金融機関届出印を持って、担当課か市内金融機関でお申し込みください

納付が困難なときはご相談を

病気や失業、災害、事業の廃止などのやむを得ない事情で納期内の納付が困難な時は、放置せず、早めにご相談ください。

年末までにチェック！

納め忘れはありませんか？



年末年始の家庭ごみの収集

■焼却ごみ類の臨時収集

年末年始は焼却ごみ類の臨時収集があります。

収集日	収集地区
12月30日(月)	草津A、草津B、大路B、矢倉A、矢倉B、老上A、老上B、山田A、山田B、上笠、笠縫A
1月4日(土)	志津A、志津B、大路A、渋川、玉川A、玉川B、笠山、笠縫B、平井、常盤

また、年末年始は特別体制で収集を行うため、普段と収集時間が大きく異なることがあります。ごみは当日の朝6時から8時までの間に、必ずごみ集積所へ出してください。

📞 資源循環推進課(馬場町、クリーンセンター内) ☎562-6361、📠566-1694

11月15日号4ページの「都市計画案の法縦覧」の記事に誤りがありました。「②用途地区の変更案」は、正しくは「②用途地域の変更案」です。お詫びして訂正いたします。
📞 都市計画課(4階) ☎561-2375、📠561-2486

■1月の粗大ごみ戸別収集の申込締切日の変更

1月6日(月)~10日(金)の粗大ごみの戸別収集は、年末年始休暇の影響で、一部の収集地区で申込締切日が通常と異なるので、ご注意ください。

締切日変更地区

粗大ごみ収集地区	収集日	申込締切日時
志津A、志津B	6日(月)	12月23日(月)
矢倉A、矢倉B、山田A	7日(火)	12月24日(火)
玉川B、笠山	8日(水)	12月25日(水) 17:15
玉川A	9日(木)	12月26日(木)
老上A、老上B	10日(金)	12月27日(金)

※1月13日(月・祝)の収集は、通常どおり収集日の7日前が締め切りです。自身の収集地区は、ごみカレンダー右上をご確認ください。

なごみの郷 温浴施設の休止

浴槽の修繕のため、12月6日(金)、7日(土)は温浴施設の利用を休止します。

📞 長寿いきがい課(1階) ☎561-2362、📠561-2480